

## ○独立行政法人水産総合研究センター栽培漁業技術研修 実施規程

平成18年4月1日付け17水研本第1898号  
改正 平成23年4月1日付け23水研本第30401054号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が、栽培漁業技術の移行を図るため、栽培漁業関係者を対象とした公募による栽培漁業技術研修（以下「研修」という。）の実施に関し定める。

(研修を行う組織)

第2条 センターは、独立行政法人水産総合研究センター組織規程（13水研第52号）第2条第2項に規定する研究所において研修を行うことができる。

(研修の対象者)

第3条 研修の対象者は以下のものとする。

- (1) 地方公共団体又は地方独立行政法人の水産試験場と栽培漁業センター、栽培漁業公益法人、漁業協同組合連合会と漁業協同組合の栽培漁業関係者
- (2) その他、理事長又は研究所長（以下「理事長等」という。）が特に必要と認めたもの

(研修生の公募)

第4条 理事長等は、栽培漁業に関係する地方公共団体、地方独立行政法人、公益法人の長に研修生の募集を通知する。

(申請)

第5条 研修を希望する機関の長（以下「申請者」という。）は、複数の研究所での研修を希望するときは理事長、単数の研究所での研修を希望するときは当該研究所長に対し、次項に示す申請書類を当該研修の開始希望日の30日前までに提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、当該期日後においても提出することができる。

2 前項の申請に必要な申請書類は次のとおりとする。

- (1) 研修受講申請書（別記様式1）
- (2) 誓約書（別記様式2）

(受講の諾否)

第6条 理事長等は、前条の規定に基づいた申請書の提出があった場合、当該研修の開始希望日の15日前までにその諾否を申請者に通知する。ただし、前条第1項のただし書きにより申請書が提出された場合にはこの限りではない。

(指導員)

第7条 理事長等は、研修の受講を承認する場合は、職員の中から研修生の指導を行う指導員を1名以上選任しなければならない。

(研修生の義務)

第8条 研修生は、研修に専念するとともにセンターの諸規程を遵守しなければならない。

2 研修生は、研修期間中、指導員の指示に従わなければならない。

(研修期間)

第9条 研修期間は原則として30日以内とする。

2 研修期間を延長しようとする場合、申請者は、延長開始の15日前までにあらためて受講申請書を理事長等に提出する。延長期間は30日以内とし、再度の延長は認めない。

(研修契約)

第10条 理事長等は、研修を実施しようとするときには、申請者との間に当該研修の実施に係る契約（以下「研修契約」という。）を締結する。

2 前項の研修契約には、次の事項を定める。

(1) 研修生の氏名、所属及び職名

(2) 研修の目的及び内容

(3) 研修を行うセンターの研究グループ等

(4) 研修を行う期間

(5) 研修に必要な経費（以下「研修経費」という。）の負担額、納入の時期及び方法

(6) 研修契約の変更及び解除の方法

(7) 研修に関する報告の方法

(8) その他研修の実施に必要な事項

(研修経費の負担)

第11条 申請者は、研修契約の締結後、研修生の研修に伴い生じる高額な消耗品等に関する経費がある場合は、その概算額を、センターからの請求によりセンターが指定した口座に納付する。

2 申請者は、研修経費を原則として一括納付するものとする。ただし、やむを得ない事由があると理事長等が認めるときには、分納することができる。

3 前2項の納付は、研修契約の変更により第1項の経費の概算額が増加した場合における当該増加額について準用する。

(研修契約の変更)

第12条 理事長等及び申請者は、研修契約を変更しようとするときには、あらかじめその内容について協議し、相手方の同意を得なければならない。

(研修の中止)

第13条 理事長等は、次の各号に該当する場合は、当該研修を中止し、研修契約を解除することができる。

(1) センターの業務に支障が生じたため又は天災その他やむを得ない事由

のため、当該研修の継続が困難となったとき。

(2) 申請者の都合により、研修を中止したい旨の申し出があったとき。

(3) 申請者が研修経費を納付しないとき。

(4) 研修生が、第7条の義務を怠ったとき、又は研修を修了する見込みがないとき

2 理事長等は、前項第1号の理由により研修を中止する場合、申請者及び研修生に遅滞なくその旨を通知する。

3 理事長等は、本条第1項の規定により研修を中止した場合には、申請者の受ける損害については責めを負わない。

(精算)

第14条 理事長等は、研修が終了し、又は第12条第1項第1号により研修を中止したときは、遅滞なく、第10条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により納付を受けた研修経費の概算額の精算をする。ただし、第12条第1項第2号の理由により研修契約を解除した場合には、原則として申請者が既に納付した研修経費は返還しない。

(損害賠償等)

第15条 申請者は、研修生の故意または重大な過失によりセンターの設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 研修期間中に起こった研修生の負傷等に対する補償等の措置は、申請者の責任において行う。

(研究成果の公表等)

第16条 研修生が、研修期間中に得た研究成果を持ち出し又は公表しようとするときには、あらかじめ理事長等とその内容等について協議し、理事長等の承認を得なければならない。

2 研修生が、研修期間終了後に研究成果を公表しようとする場合には、あらかじめ理事長等とその内容等について協議し、承認を得なければならない。

(特許等を受ける権利等)

第17条 研修生が、研修期間中に得た研究成果に係る発明をし、出願しようとするときには、当該発明の出願前に、当該発明に係わる特許を受ける権利又は権利に基づく特許権の扱いについて理事長等と協議し、理事長の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、実用新案登録を受ける権利及び当該権利に基づく実用新案権、意匠登録を受ける権利及び当該権利に基づく意匠権、著作権(プログラム及びデータベースの著作権に限る。)並びに品種登録を行う権利及び当該品種登録に基づく育成者権について準用する。

(研修生の報告)

第18条 申請者は、研修の終了後又は中止後、30日以内に研修生報告書(別記様式3)を、理事長等に提出しなければならない。

(修了証書)

第19条 理事長は、研修の終了後、申請者の求めがある場合は、研修生に修

了証書を交付することができる。

(報告)

第20条 研究所長は、研修契約の締結後、研修契約締結報告書（別記様式4）に契約書の写しなど、研修の実施に関する書類を添え、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 研究所長は、前年度に行った研修に関して、別記様式5により、理事長に報告する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け23水研本第30401054号]

この規程は、平成23年4月1日から施行する。